



平成30年度 事業計画

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本生産技能労務協会

© 2018 Japan Production Skill Labor Association.

基本方針

一般社団法人日本生産技能労務協会は、製造請負・派遣業で働く労働者の雇用の安定、処遇の向上等を図り、業界の健全な発展、さらには、日本のものづくりの発展に資することを目的として、様々な活動に取り組んでいる。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあり、バブル期を超える人手不足の状況が続いているが、製造請負・派遣業は特に人手不足が深刻な状況にある。今後、少子高齢化の進展に伴い労働力人口がさらに大きく減少すると見込まれていることを考えれば、製造請負・派遣業にとって人材の確保・育成は、喫緊に取り組むべき課題である。

また、労働法制も大きく変化している。平成30年4月に無期転換ルールが本格化するとともに、同年9月末には、平成27年改正労働者派遣法による派遣可能期間の期間制限の上限が到来し、これらへの適切な対応が求められている。さらに、政府においては、働き方改革を最重要課題と位置づけ、同一労働同一賃金や時間外労働の上限規制などが盛り込まれた働き方改革関連法案が現在開会中の通常国会に提出される予定である。

これらに加えて、AIやIoTなど技術革新のスピードと拡がりは目覚ましく、生産現場にも大きな影響が生ずる可能性がある。

このように、労働力面でも法制面でも技術面でも、事業環境が大きく変化しており、これに対応したビジネスモデルの転換が求められている。

製造請負・派遣業は、「人」が最大の財産である。労働者から選ばれ、我が国のものづくりを支えていくためには、労働者が生き生きと誇りを持って働ける、将来に夢と希望を持って働ける雇用の場を提供できる業界になることが最も重要である

「人」を大切にす業界として、労働者、メーカー、社会から信頼される業界となるために、日本生産技能労務協会は、平成30年度は以下に重点をおいて事業に取り組むこととする。

- 1 製造請負・派遣業を適正かつ円滑に運営していくために必要な経営戦略や個別施策を策定するための支援
- 2 製造請負・派遣業で働く労働者のキャリア形成に対する具体的支援をはじめとする人材育成に対する支援
- 3 技能検定制度の構築による製造請負・派遣業の人材力強化

1 優良で適正な製造請負事業者の育成推進

1-1 「平成30年度請負事業適正化・雇用管理改善推進事業」の推進

製造請負業において、「ひとづくり・ものづくり・コンプライアンス等」のさらなる健全化・適正化を図るために、厚生労働省委託事業として「製造請負優良適正事業者認定制度（以下「GJ認定制度」という）を適切に運営し、請負事業者・発注者への制度の普及、定着等をはかる。

さらに、「請負事業適正化等推進委員」を配置して請負事業者・発注者からの事業運営上の適正化・雇用管理改善等に係わる問題点について相談支援を行うとともに、業界全体の課題や請負労働者の実態を把握するため、実態把握調査を実施する。

1) GJ認定制度の適切な運営

働き方改革の動きも踏まえ、GJ認定制度のさらなる普及・定着をはかり認定事業者100社をめざす。具体的には、次の事業を実施する。

① 製造請負事業改善推進協議会の開催および運営

製造請負事業改善推進協議会ならびに認証委員会を設置し、GJ認定制度を適切に運営するとともに、制度運用の課題・問題点等を把握・検討し必要に応じて見直しを行う。

② 好事例集の作成およびセミナーの実施

平成29年度まで3年連続で実施した認定事業者に係る好事例集作成について、平成30年度も実施することにより制度への理解を深めるとともに受審しようとする事業者に対して、参考となるべき具体的取り組み事例を提供する。

また、発注者であるメーカーへ好事例集を発送してGJ認定制度のより効果的な普及・促進を図る。

さらに、GJ認定制度の周知と利用促進を図るために好事例集を活用して請負事業者を対象としたセミナーを全国で開催する。

③ 請負事業主および請負労働者を対象としたセミナーの実施

平成29年度同様、都道府県労働局で制度説明会等の機会を得て、働き方改革とも連携した広報活動を実施する。

2) 相談支援等の実施

専門知識を有する「請負事業適正化等推進員」を配置し、請負事業者および発注者からの事業運営上の適正化・雇用管理改善に係わる問題点について、請負ガイドラインおよび好事例集等を活用して相談支援を行う。

3) 請負事業主および請負労働者への実態把握調査の実施

業界全体としてさらなる向上を図っていく上での課題や請負労働者の実態等を詳細に把握することを目的として、請負事業主および請負労働者への実態把握調査を実施する。

1-2 製造請負優良適正事業者認定制度の指定審査機関としての的確な業務の推進

1) 適正・公平な審査業務の推進

平成24年度から開始した、GJ認定制度の指定審査機関としての業務を平成30年度も引き続き実施すべく取り組む。業務に当たっては定められた業務手順を順守し、審査の適正・公平性と審査品質の維持向上を図る。

2) GJ認定制度の周知および受審事業者の拡大

(1) 認知度の向上策

GJ認定制度の認知度を向上させることは、受審事業者からの要望が特に多く重要な課題であり、従来からの取り組みに加え、審査機関としても幅広い啓発活動に年度当初から取り組んでいく。このため、販促資料および審査サービス情報の充実化等を企画実施する。

(2) 受審事業者の拡大

平成30年度は、受審申請事業者として更新13社、新規10社を目標としているが、更新事業者の確実な受審と、新規受審事業者の開拓活動を年度当初から開始し、確実な達成を目指す。

2 製造系人材サービス業界で働く労働者のキャリア形成支援

2-1 キャリア形成支援

1) 研修事業の的確な実施

会員企業が製造請負・派遣事業を適正かつ円滑に運営するために必要な人材育成を支援するため、以下の研修を行う。

(1) 「リーダー塾」の開講

製造現場のリーダー、サブリーダーを育成するため、平成30年度新たに「リーダー塾」を開講する。

生産活動の中で発生する課題（設備の故障、品質不良等）を解決する能力を身につけるため、まず知識を学び、ケーススタディによって、知識を実践的に活用できるようにする。6日間のコースとし、受講終了時には修了証を交付する。

(2) ニーズに応じたセミナーの実施

会員企業のニーズをふまえ、人材育成や営業力強化のためのセミナーを企画・開催する。

(3) 第一種衛生管理者合格対策講座の実施

第一種衛生管理者試験の受験者に対し、合格対策講座を実施する。当協会が計画して募集・実施する集合研修および会員企業の要望に応じて、会社単位で実施する出張研修にて、合格を支援する。

(4) キャリアコンサルタント育成支援

平成28年度から国家資格となったキャリアコンサルタントの資格取得について、厚生労働大臣の認定講習を実施する団体とこれまでの実績に基づいて交渉し、会員のための特別価格を設定。平成30年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

(5) 「自主保全士」資格認定の支援

請負現場において有用な資格である「自主保全士」について、平成27年より公益社団法人日本プラントメンテナンス協会と提携、平成30年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

(6) 教育訓練機関との提携

会員企業の従業員のキャリアアップを図るため、様々なニーズに対応できるよう教育訓練機関と連携し、通信講座について、会員のための特別価格を設定する。

2) 改正派遣法に対応した教育訓練実施のための支援

(1) 新書籍「わかる！身につく！製造現場の基礎知識50」

教育関係出版社と提携し、平成30年4月より製造現場で実務に役立つ品質管理・生産管理の知識を1冊にまとめた書籍（別冊ワークブック付き）を制作、当協会が監修・執筆。本来は、製造業メーカー等を対象とした通信教育の受講者しか入手できない書籍について、会員特別価格で販売する。

(2) 教材・DVDの提供

会員各社が「段階的・体系的な教育訓練」を的確かつ効果的に実施できるように、平成28年4月より、教育関係出版社と提携してオリジナル教材として、コンプライアンスおよび現場教育に特化した書籍を計6冊制作。平成30年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

DVDについて、会員のための特別価格を設定する。外国人労働者にも活用できるよう多言語対応のDVDを提供する。

(3) 製造派遣に特化したe-ラーニングシステムの提供

オンライン学習サービス運営会社と提携し、「製造現場で働く人のキャリアe-ラーニング」について、会員特別価格にて提供する。

3) 会員のキャリア形成支援業務への支援

(1) キャリアコンサルティング部会の設立

人材育成を進めるために、製造現場におけるキャリアコンサルティングの進め方について標準化を図るため、平成30年度新たに部会を設立する。

会員限定の勉強会や情報交換の場として交流会を開催する。

(2) キャリアコンサルティングを実施する相談担当者の育成

キャリアコンサルティングを実施するための基本スキルの習得等のセミナーを実施。ロールプレイを交えた実践的な内容の研修を企画・開催する。要望により、各社にてオリジナル研修も実施する。

4) 会員各社におけるストレスチェック実施への支援

ストレスチェック制度の義務化（平成27年12月1日施行）について、会員各社の円滑かつ確実な実施を支援するため、平成28年より実施機関と提携。平成30年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

2-2 技能検定制度の創設による人材力の強化

製造請負・派遣業で働く労働者が、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定である技能検定制度を構築することで、キャリアパスを明確にし、処遇の向上、労働者のモチベーションアップ、定着率の向上等を図る。

これまで、平成26年度・27年度厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ支援事業」における成果を基にさらに取り組んできた。平成30年度は実施に向けて、引き続き実技試験の精査、実施体制の整備等に取り組む。平成31年度以降の本格実施に向けて準備を進めていく。

3 会員ニーズに対応したセミナー等の開催

3-1 製造系請負事業の推進のためのセミナーの開催

製造系人材サービス業界で「勝ち残る」ための有力な解決策の一つである、製造請負の推進等を年間のテーマとして「経営戦略セミナー」を平成29年度に引き続き、シリーズ化して開催する。

1) シリーズ3

- ・タイトル : 請負現場を儲かる現場にする方法
- ・対象 : 経営幹部および企画部門・営業部門担当者
- ・時期 : 6月
- ・開催地 : 東京、大阪

なお、シリーズ4についても、時期を見て実施する予定。

3-2 業界トピックスに関するセミナー

次のテーマを視点として、行政の動向を踏まえつつ、セミナーをタイムリーに企画・開催し、いち早く会員ニーズに応える。

- 1) 「働き方改革」関連
- 2) 労働者派遣法関連
- 3) 人材育成
- 4) 採用・定着
- 5) シニア人材の活用
- 6) 海外人材の活用

4 外国人材の活用についての支援等

わが国の景気は緩やかな回復が続いており、少子高齢化に伴う労働力人口の減少と相まって、バブル期以来の人手不足が続いている。製造請負・派遣業界は特に人手不足が深刻であり、このため、ユーザーの要望に応じきれない状況が続いている。

会員各社は、高齢者や女性の就業拡大に取り組んでいるが、これに併せ、外国人材に対する関心が高まっており、受入れ方法や受け入れに当たっての留意事項等の照会が寄せられている。

特に、外国人技能実習制度については、平成28年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が新たに制定され、平成29年11月から施行された。

このため、平成30年度は、下記の事業を実施し、会員企業の適正な外国人材の活用を支援する。

1) 情報の収集、提供

技能実習生への技能移転という技能実習制度本来の趣旨を十分に踏まえ、技能実習生の適切な受入れ等について情報収集を行い、会員企業への適切な情報提供に努める。

2) セミナーの開催

技能実習生等の外国人材を会員企業が適正に受け入れることができるようにするため、制度の趣旨、受入れの具体的な方法、受入れに当たっての留意事項等について、セミナーを開催する。

5 情報発信と広報活動の充実

5-1 「製造請負・派遣事業動向調査」の実施

製造請負・派遣業界の発展に資することを目的として、会員企業を対象とした「製造請負・派遣事業動向調査」を継続実施する。この調査から得られる結果や情報を各方面に発信することで、業界への理解と発展を図る。

調査時期：4月、7月、10月、1月

5-2 情報発信、広報活動の充実

1) 会員に向けては、行政情報や業界関連の有益情報を迅速に配信する。特に、同一労働同一賃金をはじめとする「働き方改革」関連や労働法2018年問題についての情報発信に積極的に取り組む。

2) 会員の利便性を高めるとともに、会員拡充のツールとしてもより活用することを目的として、ホームページの充実を図る。

5-3 「政策課題検討プロジェクト」活動の実施

製造請負・派遣業界の健全化、適切な事業運営および雇用管理の適正化を目的として、製造請負・派遣現場で起きている問題や課題、より改善が必要な事案について、具体的に取りまとめ、協会の事業展開に反映する。

6 関係団体との連携

6-1 経済団体との連携

今年度も一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、一般社団法人日本電子デバイス産業協会（NEDIA）、一般社団法人日本自動車部品工業会等と連携を図り、人材サービス業界で働く労働者の雇用の安定や処遇の向上ならびにキャリアアップの実現を図るべく、調整を行っていく。また、適正な請負事業の浸透を図るべく、GJ認定制度の普及活動をより一層、展開していく。

6-2 人材サービス業界としての活動

一般社団法人人材サービス産業協議会（JHR）に参画し、雇用構造の変化や労働市場の新たな要請に応え、健全かつ円滑な次世代労働市場を創造するというミッションのもと、人材サービス業界に共通する課題解決のため、様々な活動を行っていく。

6-3 労働組合との連携

日本労働組合総連合会（連合）とは、派遣・有期労働者が安心して働ける社会の構築をめざし、より一層の連携と努力を重ねていく。また、傘下組織の全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UAゼンセン）、人材サービスゼネラルユニオン（JSGU）および全日本電機・電子・情報関連産業労働組合（電機連合）等と、業界内の課題への対応に向けた意見交換や取組みを適宜進める。

6-4 行政との連携

これまでと同様に、厚生労働省をはじめ行政には、製造請負・派遣業界の実情等を定期的に情報提供するなどにより、諸課題の解決に向けて、適宜働きかけを行っていく。また、地方労働局と緊密な連携を図り、都道府県レベルでも円滑な意思疎通を図る。

7 協会活動の充実

7-1 CSR取組みの推進

1) 本年度も年間を通して正会員、物流人材サービス業に向けてCSR活動を推進する。6月を「CSR活動促進」のスタート月とし、具体的には、会員企業に対してポスター、自主点検表、ワッペン、卓上立札等の配布を行い、協会挙げての取組みを展開する。

また、CSR宣言、行動憲章、倫理規定等協会のCSRに対する取組みをマスメディア、ホームページ等を通して内外に広く発信していく。

2) CSRの一環として、労働安全衛生に関する全国運動に合わせて、ポスターを会員企業に配布する等により、労働安全衛生の取組みを強化する。

7-2 防災・減災推進の取組み

防災・減災推進室（前身：復興推進室）は、平成23年3月の東日本大震災発生直後から、雇用の創出・促進などの復興支援に取組み、会員企業の協力により5年間で延べ3万人を超える雇用創出に貢献した。

この震災の教訓を活かす取組みとして、自然災害等大規模災害に備えて有益な情報を発信、共有できる体制づくりを進めていく。

当協会における災害対策協力体制の検討、構築

- (1) 大地震発生後に生ずる被災地での困難事項と対策の整理
- (2) 災害対策の必要性に関する会員企業への啓発
- (3) 大規模災害に備えるための有益な情報の発信
- (4) 当協会における災害対策協力体制の構築

7-3 物流人材サービス業の健全な発展に対する取組み

労働市場や労働法制の変化へ迅速に対応し、本業界で働く人たちの雇用の安定、処遇の向上、キャリア形成の推進、安全衛生水準を高めて業界の健全な発展を図る。特に、今年度法律改正が予定されている働き方改革に的確に対応するため、物流人材サービス業界特有の課題解決に向け積極的な取組みを行い、会員企業の健全かつ適正な事業運営を支援する。

1) コンプライアンスの徹底

- (1) 改正労働者派遣法への適切な対応を行うために、部会各社より質問事項を募り作成した「コンプライアンスQ & A」の改訂・普及を行う。
- (2) 営業担当者のコンプライアンス知識の向上のために、過誤が生じやすい項目等の演習、対顧客を想定したロールプレイングを行う実践的な内容のセミナーを企画・実施する。
- (3) 部会企業における事業運営上の課題を整理・分析し、事業活動に有効活用する。

2) 物流人材サービス業における人材育成支援

- (1) 平成29年度に作成した教育訓練用ツール（物流倉庫の用語集、物流現場での労働災害事例集）の活用促進および新たなツール作成を検討する。
- (2) 物流人材サービス事業の中核を担う人材の育成支援を行う。
- (3) 会員企業相互の情報交換および交流の場を設ける。

3) セミナーおよび勉強会の実施

物流人材サービス業界の課題を主なテーマとするセミナーおよび勉強会を開催する。セミナーについては、発注先である物流企業との連携の強化にも役立てる。

4) 広報・会員拡充活動の実施

- (1) 協会ホームページに掲載されている部会活動紹介ページのコンテンツの充実を図る。
- (2) 物流部会のパンフレットを改訂する。
- (3) セミナーの実施についても会員拡充のツールとして活用し、同業者への部会活動をアピールする。

7-4 総会、会員交流会等の開催

会員各社とさらに意思疎通を深めるとともに、会員相互の交流と懇親を図るべく、総会と賀詞交歓会の開催に加え、全国各地域での会員交流会を開催する。

1) 総会、賀詞交歓会

- ・ 定時社員総会 平成30年5月23日（水） 於）明治記念館
- ・ 賀詞交歓会 平成31年1月16日（水） 於）明治記念館

2) 地区会員交流会

会員向けセミナー開催に加え、地区ごとの会員交流に重点を置いた「地区会員交流会」をさらに充実させる。過去、各地区の経営層の交流を重点とした「代表者懇談会」を開催してきたが、今後はこれを発展させ、次の層別を設定し年毎にローテーションを組んで開催する。

- ① 経営層
- ② 営業担当者
- ③ 女性

平成30年度は、福岡・仙台・名古屋の3地区での開催を予定する。期日は、セミナーの開催状況等を勘案しながら、タイムリーに計画する。

7-5 協会の活動基盤の強化

1) 正会員の加入促進

製造請負・派遣業界のより健全な発展を目指すとともに、業界団体として発信力を強化するため、新規会員の拡充を図り、早期に正会員数100社を目指す。

近年実施してきた講演会、セミナー、研修等が好評で、平成30年度についても、より適切に会員ニーズを汲み上げ、タイムリーな企画を開催することにより、正会員の更なる増大を図る。

2) 製造請負派遣適正推進連絡会（連絡会）の普及

平成29年1月から、人材サービス分野における当協会の活動をより広範囲に展開するためにスタートした、製造請負派遣適正推進連絡会（連絡会）の普及を図る。

そのため、協会主催の講演会、セミナー、研修等のあらゆる機会を積極的に活用して連絡会の認知度を高め、連絡会メンバーの増大に努める。

また、非会員企業を対象とした行事等も検討し、正会員・連絡会メンバーの増大に努める。

7-6 創立30周年記念事業の実施

当協会は、前身である日本構内請負協議会が、平成元年に活動を始めてから平成30年に創立30周年を迎える。30年の節目となる年に、記念事業を通じて、これまでの活動を振り返り、製造請負・派遣業界のさらなる発展を目指す。

記念事業は、記念誌の発刊ならびに記念講演会の開催とする。